

注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっている。

② 無形固定資産

定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

職員に対する賞与の支払いに備えるため、支払見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

② 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債権に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

2. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び静岡県社会福祉事業共済会の退職共済制度によっている。

3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は下記のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号の第1様式、第2号第1様式、第3号の1様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号の第2様式、第2号の第2様式、第3号第2様式)

当法人は社会福祉事業のみ実施しているため、作成を省略する。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人は1拠点のため、作成を省略する。

(4) 南伊豆厚生会拠点区分計算書類(会計基準省令第1号の第4様式、第2号の第4様式、第3号第4様式)

(5) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㉑))は省略している。

(6) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㉒))

(7) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ア南伊豆厚生会拠点(社会福祉事業)

「本部会計」

「施設会計」

「短期入所事業会計」

「介護訪問事業会計」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	2,461,800			2,461,800
建物	109,790,821		4,618,955	105,171,866
合計	112,252,621	0	4,618,955	107,633,666

5. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 有形固定資産の取崩額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	2,461,800	0	2,461,800
建物(基本財産)	434,329,700	329,157,834	105,171,866
建物	1,192,450	674,574	517,876
構築物	7,831,050	7,763,927	67,123
機械及び装置	6,942,500	6,454,540	487,960
車両運搬具	5,845,000	3,229,528	2,615,472
器具及び備品	78,383,940	75,861,222	2,522,718
合計	536,986,440	423,141,625	113,844,815

8. 満期保有目的の債権の内容並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 関連当事者との取引の内容

該当なし

10. 重要な偶発債務

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純財産増減の状況並びに資産、負債及び純財産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし